

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	令和	年	月	日	決裁	令和	年	月	日
議長	副議長	事務局長	副主幹	係長	主査	担当							文書取扱主任		

令和5年 第2決算審査特別委員会 会議録

開催年月日	令和5年9月6日(水)・7日(木)		
開催場所	第一委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	壽崎副主幹
			山本主査
欠席委員			
説明員	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件		
	認定第2号	令和4年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第3号	令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第4号	令和4年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第5号	令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第6号	令和4年度滝川市下水道事業会計決算の認定について	
	認定第7号	令和4年度滝川市病院事業会計決算の認定について	
	2 審査月日	9月6日、7日の2日間、慎重に審査を行った。	
	3 審査の経過	採決の結果、認定第2号から第7号までの6件については、全会一致をもっていずれも認定を可とすべきものと決定した。	
上記記載のとおり相違ない。 第2決算審査特別委員長 安楽良幸 ㊞			

第2決算審査特別委員会（第1日目）

R5.9.6（水）13:00～

第一委員会室

開 会 12:54

委員長 ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は8名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第7号 令和4年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計4件、企業会計2件の計6件となっております。

事前審査説明

委員長 次に、審査の方法について協議をいたします。

まず、日程ですが、配付されております別紙日程表に基づき2日間で行うこととし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議をいたします。

審査は各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また、要する経費の執行額がゼロとなり決算書に明記されなくなった場合について説明を受けた後、質疑を行い、討論、採決については最終日に行うということによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配慮願います。また、答弁については部課長に限らず、内容を知り得る方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定をしておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全認定について一括して各会派の代表

の方に行ってもらふこととし、その順番は市民ネットワーク、新政会、公明党、高橋委員、柴田委員の順とすることによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することとなっておりますので、ご了承願います。

資料要求

最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定されている資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求をされる方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

以上で審査の方法について協議を終了し、早速審査に入りたいと思います。

それでは、日程に従いまして審査を進めてまいります。

認定第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

まず、認定第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求はございますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認いたします。

それでは、説明を求めます。

尾崎部長

(認定第3号を説明する。)

田村課長

(認定第3号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

柴田

292、293ページの不動産の売払収入なのですが、ここにある数字どおり当初の予定とこの金額に差異はないということで理解してよろしいでしょうか。

秋山課長補佐

東団地の敷地につきまして全38区画ございました。当初の予定といたしましては、約1億円の収益がこちらのほうにあるようにということでしたけれども、その差異はないということでご報告のほうをさせていただきます。

柴田

もう一回説明してほしいのだけれども、当初1億円程度の歳入予定があったということでの説明ですか。そうではなくて、当初も、ここでいえば2,400万円程度ですけれども、これは予定どおりだったのかどうか、その点だけ確認したいのです。

秋山課長補佐

すみません。説明が少し足りなかったです。全体の計画といたしましては、複数年計画で売却をしておりますので、この年度につきましては、ご記載のとおり2,436万円ということで目的を果たしている状態となっております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

高橋

296ページの1款1項1目10節の需用費の中の燃料費と光熱費等ですけれども、物価高騰の影響を受けて例年よりも全体的に上がっていると思います。共用の廊下のLED化など、光熱費などの節約対策は行っていてこの金額なのかをお伺いします。

秋山課長補佐

ただいまのご質疑にお答えさせていただきます。

まず燃料費につきましては、公営住宅で使用しております公用車の燃料代になりまして、高騰等、そういったことの要因も含めて予算化のほうをさせていただいて問題はなかった状況になっております。

それと、今光熱費ということでお話ございましたが、市内集会所の電灯、そういったものの維持費になっておりまして、こちらのほうは滝川市のほうで支出をさせていただいております。この部分につきましても、基本的にはLED化ということは特に今のところは予定はないですけれども、問題なく執行できた状態となっております。

委員長
山 本

ほかに質疑ございますか。

1点だけ確認なのですけれども、公営住宅の修繕の関係で、管理代行負担金の中に含まれているという説明が過去にあったわけなのですけれども、ある程度大きな修繕になると当然別予算でということになってくると思うのですが、1件当たりどのくらいの金額まで管理代行負担金の中に含まれるのか、1件当たりこのくらいの金額だったら管理代行負担金で修繕します、これくらいの金額を超えると大修繕になって別予算ですという、その境目だけ教えてください。

委員長
秋山課長補佐

今の質疑は1戸当たりの限度額ということでよろしいですね。

ただいまのご質疑に回答させていただきます。

修繕工事について、その金額によって区分がございますかということなのですけれども、管理代行負担金に含まれている積み上げの内容等につきましては入退居に関わる修繕の関係の一般修繕、それと計画修繕ということで積み上げさせていただいている内容です。それと、滝川市の発注によります例えば社会資本整備総合交付金、そういったものの対象の工事につきましては滝川市のほうで改修工事のほうを進めさせていただいているという内容になっております。幾らであれば滝川市が負担するのか、これより低かったら指定管理者が負担するのかという取決めにつきましては、基本的には一般修繕、計画修繕、そちらのほうの幾らということで積み上げさせていただいて、それを管理代行負担金のほうに積み上げさせていただいているものですから、金額による区分ということは特に設けていない状況です。

すみません。もう一つ補足として付け加えさせていただきますと、計画修繕という言い方につきましては、例えばある団地の外壁を直しましょうとか、コンロを直しましょうとか、そういったものを計画的に3年間の中でやってくださいというものがこういったメニューになっておりまして、一般修繕につきましては先ほどお話ししましたとおり退居や入居、そういったものに関わる修繕になってきますので予測はできないもので、こういったものの積み上げの方法につきましては過年度における平均値を採用して積み上げているという内容を付け加えさせていただきます。

委員長

秋山課長補佐、今の山本委員の質疑は1戸当たりの修繕の限度額ということを知られているのですけれども、それは特にならぬということよろしいですか。

秋山課長補佐

はい、そのとおりです。

委員長

ほかに質疑ございますか。

高橋委員、質疑は一回で全部聞くようにしてください。今回は、特別に許可します。

高 橋

すみません。ありがとうございます。298ページの1款2項1目公営住宅建設費

についてお伺いします。

備考欄の公営住宅建替のところに様々な建て替えだったり修繕だったりの値段が書いてあるのですけれども、全部で1億円近くになっているのですが、それぞれ何者の入札があったのかをお伺いします。

秋山課長補佐

ただいまのご質疑に関しまして回答させていただきます。

備考に沿って答えさせていただきますけれども、まず開西団地第一期工事の実施設計につきましては、3者の参加でございます。続きまして、啓南団地の給水管等の実施設計につきましては、2者でございます。みずほ団地の3号棟屋上防水につきましては、4者が参加をしております。続きまして、開西団地解体A工事、B工事、同じ参加人数なのですけれども、こちらのほうは3者が参加をしております。続きまして、エレベーターの改修工事につきましては、手元に記録がなくて申し訳ないのですが、私の記憶では3者が参加をしていたと思います。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

なしということで、質疑の留保はなしということで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替のため、休憩をいたします。

休 憩 13:19

再 開 13:20

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

委員長

次に、認定第6号 令和4年度滝川市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求はございますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認をいたします。

それでは、説明を求めます。

尾崎部長

(認定第6号を説明する。)

遠藤課長

(認定第6号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

柴 田

大まかな質疑になってしまうことをお許しいただきたいのですが、私に限ったことかもしれないのですが、人口減少ですとか世帯数の減少において水道あるいは下水道事業は今後収益が相当縮小化されるということは見込んでいたのですが、先ほど説明の中で節水という言葉がありました。確かにこの数年、3分の1とか4分の1まで水量を節水できるような様々な器具が世に出てきている。この影響は、例えば人口減少と同じぐらいの収益に影響するのではないかとひそかに思っているのですが、そのことについて下水道の担当者としてどのように受け止めているのかひとつお伺いしたいと思います。

遠藤課長

使用料の減に対して節水機器がどのように影響しているかという柴田委員の質

疑についてですけれども、下水道使用料の収入については年間1. 数パーセントぐらいの割合で減少しているというところがありますけれども、調定件数の減少に比べて1件当たりの水量というのがだんだん減ってきているということで、推測でしかないのですけれども、そこを基に節水機器が普及しているというようなことを述べさせていただきました。近年トイレですとか節水機器がどんどん普及しているということもありまして、使用水量はこれからも減少を続けるものというふうには考えておりますが、その対策というのは特にございませんで、その減少を見込みながら今後の経営をどうしていくかということをお判断していきたいと思っております。

柴 田

よく分かったのですが、今の物価高の影響で器具だけではなくて市民全てが節水志向に走っているのは間違いないと思うのです。現実、私の使用水量も確実に下がってきているのです。ですから、そういった市民の意思、意向プラス節水器具が今後ますます広まっていく状況を見ると、その対策はないといってもかなり下水道事業の将来性に危惧する部分が大きくなってくるのではないかと、先ほどの質疑をしたのですが、分からないけれども仕方がないので本当に今後下水道事業として成り立っていくのかどうか、そこら辺を担当者としてどうお考えなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

遠藤課長

非常に難しい問題だというふうには考えております。柴田委員のおっしゃるとおり、節水機器プラス市民の節水意識ということによっても1件当たりの使用水量というのは減っているという傾向にあると思っております。ただ先ほど申し上げたとおり明確にこれをどうしていこうというような対策を立てるといのはなかなか難しいというふうに考えていますので、今後の傾向を見定めながら経営状況について勘案していきたいというふうに考えています。

委員 長
高 橋

ほかに質疑ございますか。

15ページの建設改良工事のところなのですが、隣のページの維持管理業務も一つ一つ専門性が高いので、受注業者もそれぞれの専門性を生かして工事を行っていただいているかと思っております。受注先は全てが入札で行われているのでしょうか、また指名入札などはこの中にあるのかをお伺いいたします。

内田主査

先ほどの高橋委員の質疑についてですけれども、基本的には130万円以上の業務に関しては地域限定型一般競争入札ということで入札のほうをさせていただいております。その中で特殊性のある、例えば16ページの管渠の清掃だとか、そういうのは機器を持っていないとできませんので、そういうところは指名競争入札ということで対応しております。そのほか130万円以下の業務につきましては、こちらから3者を指名して、それで見積り合わせをして業務のほうを行っているところでございます。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

なしということで、質疑の留保はなしということで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように確認をいたします。

以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

所管入替のため、暫時休憩いたします。

休 憩 13:42

再 開 13:45

- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 秋山課長補佐 まず、冒頭に公営住宅事業特別会計のほうで発言の訂正がございます。
先ほどの高橋委員からのご質疑に対する答弁にあやまりがございましたので、訂正させていただきます。
296ページの1款1項1目、光熱水費の部分で私のほうで集会所の電気代を滝川市が負担しているということだったのですけれども、そうではなくて集会所の電気代の負担につきましては自治会、町内会が行っております。ここに記載してあります決算につきましては、高い公営団地が建った場合に一般の住戸にテレビの電波が届かない電波障害を及ぼす場合、電波を通してあげるように対策をする、そういうシステムがございます。それらの機器の電気料を決算のほうに計上させていただいているという内容になっております。申し訳ございませんでした。
- 委員長 **認定第7号 令和4年度滝川市病院事業会計決算の認定について**
それでは、認定第7号 令和4年度滝川市病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。
まず、冒頭に資料要求はございますか。
(なしの声あり)
- 委員長 なしと確認をいたします。
- 柳部長 それでは、説明を求めます。
委員長 (認定第7号を説明する。)
- 関藤 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
入院の収支についてお尋ねします。
- 金子課長 22ページで先ほど説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症の患者、入院患者も含めて6万4,000人程度、前年比4,982人増ということで、これはコロナ患者も含めてのことだと思えるのですけれども、令和4年度における入院ベッドの稼働率、コロナ患者というのは一時的なものですので、コロナ患者を抜いた人数でいくと稼働率はどのぐらいだったのか伺います。また、滝川市立病院における安定的な入院ベッド稼働率というのは何パーセントぐらいを見込んでおられるのか、また稼働率が安定的な経営のために必要な入院患者のベッド稼働率にもし達していないのであれば、そのために令和4年度こういった対策を取られてきたのか、その3点についてお尋ねします。
- 金子課長 令和4年度における入院の収支というお話で、まずコロナの病床を別にしたデータがなくて合計した数値、先ほど関藤委員も合計値としておっしゃられましたので、単価の計算と入院の病床数と掛け合わせますと、過去で3番目に高い診療収益を出しております。この診療収益で本当に収支が賄えるのかどうかということについては、今コロナの病床で確保している分の病床確保料をいただいていると。これは空床している分の補償補填でもございますので、国のほうからは今の段階ではしっかり補填をいただいているというような状況でございます。
- 金子課長 では、これからどうなるのかということで申し上げますと、コロナの病床を今後一般病床に戻していくということになっていきますと、やや入院収益としては不足をするというふうにも見込んでおります。年間で約3億円から4億円程

度の増収があつて収支バランスが取れてくるというふうに思っておりますので、今コロナの病床で確保している分については、令和4年度はおおむね5床平均程度で運用してきましたけれども、一病棟でいきますと45床あるところの5床ということですから、当然これは一般病床にしていきますと全く賄えるところではございませんから、もし仮に本当にコロナの対応がないと、平時に戻るといふことになれば30床程度の病棟の稼働は見込みたいというふうには思っております。ただ、今後コロナの病床確保料については10月以降全くなくなるかという、実は国のほうの動きとしては継続するのではないかというふうな動きもございまして、10月以降の状況をしっかり分析しながら9月の中旬に向けて院内の議論を進めたいというふうに思っているところでございます。

矢野課長補佐

私のほうからはコロナの患者を抜かした病床利用率ということについて回答させていただきます。

令和4年度は、全体の病床利用率は56.53パーセントということになっておりますけれども、コロナ患者を除くと55.47パーセントになります。

堀次長

補足をさせていただきますが、市立病院の病床を分けますと、まず一般病棟と、それから地域包括ケア病棟と精神病棟の3つの種類があります。そのうち、一般病棟の一つをコロナ専用病棟としておりますが、昨年度の一般病棟、3つあるのですが、その稼働率は86.21パーセント、地域包括ケア病棟は79.45パーセント、精神病棟は47.83パーセントとなっております。一般病床につきましては86パーセントと非常に高い稼働率となっております。

委員長

関藤委員、3番目の質疑は何でしたっけ。

関藤

安定的なベット稼働率に達していない場合の対策について伺っています。

堀次長

現在はコロナ専用病床で、先ほど金子課長が申し上げましたが、病床確保料というのが入ってきております。それを抜きにして安定的な稼働率はどのぐらいを見込むのかといったことでは現在経営強化プランを今年度中に策定することで進めておりますが、その中で数字的にも表すこととなりますが、先ほど申し上げたように一般病床で86パーセントの稼働があつて、やっぱりこのぐらい、80パーセント台の稼働は必要なのかというふうには考えております。今現在休床もあつたり、コロナ専用病床があつたり、病床の稼働率は50パーセントと聞くと非常に低いように思うのですが、実際は稼働できる病床は高い稼働率となっております。現在の対策といたしましては科別の入院患者数というのをそれぞれ診療科ごとに設定してございまして、それぞれのドクターとヒアリングなどをしてその数値目標を決めて、それを上回るようにというようなことで取組をしております。ただ、現状は申し上げたとおり昨年度のその目標もクリアしておりますので、こういった高い稼働率にあるということを申し上げます。

木下

11ページの収益部分の中でその他医業収益、その他患者負担等で1,109万9,900円とありますが、この内訳を教えてください。

矢野課長補佐

主なものとしては、患者さんの病衣代、それが一番大きいものとなっております。

委員長

主なものは病衣代ということで、それ以外は、現段階では分からないということですか。

矢野課長補佐

大部分を占めるのが病衣代ということでご回答させていただきます。病衣、パジャマです。

木下

病衣代だけで1,100万円もあるのですか。ほかのものも教えてください。ほかに何かあるのではないですか。

矢野課長補佐
木 下
畑原係長

あとは、介護保険の意見書の部分とか、治験の手数料というものが含まれます。テレビや何か借りているでしょう。そのカード代等、そういうのも入りますか。カード式のテレビ、冷蔵庫を使っているものについては、これは医業外ということで、医業の中には入っていません。

高 橋

24ページの先ほど説明のあった職員数のところなのですが、外来診療を制限するなどのコロナ禍を乗り越えて看護師の数は増えているという何か特別な要因はあったのかということをお伺いします。また、今後の人員確保、離職対策をお伺いいたします。また、診療制限への対策を行ったのかについてもお伺いいたします。

金子課長

まず、コロナの対応の前に、看護師の数というのは非常に足りなくなっていました。令和元年から令和5年にかけては毎年看護師の数を増やしています。それをもってもまだ不足をしているという状況でございますから、そもそもコロナでもって人員を増強したということではなく、看護師の確保対策、そして離職対策が功を奏しているというような状況でございます。

また、診療制限等々の対応でいきますと、例えば市内の学校、幼稚園、それぞれコロナで休校、休園を余儀なくされたという状況もございます。この中には医療従事者も出勤したくてもできないというような状況もありまして、やむなく診療制限あるいは休診にするということもございましたので、コロナとの闘いはまだまだ、今をもってもまだ看護師をはじめとする医療従事者、そういう意味では非常に不足している中でやっているところでございます。

また、離職対策につきましては、令和元年から院内保育所の拡充ですとか看護業務のタスクシフティング、そういった院内全体の取組で離職者が徐々に減ってきているという状況でございますし、看護師の修学資金の事業で市立病院に入ってくる看護師も増えてきていますから、そういう意味では引き続き取組を進めていきたいと思っております。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑の留保はなしということで確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように確認します。

以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

所管入替のため、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 14:13

再 開 14:15

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員 長

認定第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求をなされる方はおられますか。

(なしの声あり)

委員 長

なしと確認をいたしました。

それでは、説明を求めます。

横山部長

(認定第4号を説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

柴 田 全般にわたるかもしれないのですが、特に保険給付費の関係です。翌年度繰越しの差引き残額を見ると非常に多額のもの繰り越されていると。その中身を見ると、保険給付費とか地域支援事業費とかなのです。これは間違いなくコロナの影響だと思うのですが、私もコロナの特別委員会の委員長をやっているんですけど、こういう事象の解明が全然なされていなかったと思うのです。そこで、ちょっとご説明していただきたいのは現場として介護事業を行う上で当時、令和4年度の執行段階で現場として相当ご苦労、あるいはまた市民の皆さんにご負担をおかけしたという実態があると思うのですが、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

水田課長補佐 介護給付費の件なのですが、令和3年度に比べて令和4年度にはコロナの蔓延が広まり、クラスターなども発生して事業所の休止だとかというものが発生した状況でございます。実際には通所介護、通所リハで1施設コロナで休所期間がありました。さらには、施設給付のほうですが、滝川市に1件ある特別養護老人ホーム、それだけに限らず、ほかの施設も住所地特例ということで入所できますけれども、それに対しては入退所が滞ってしまったという状況がありまして給付費が減になっているという状況でございます。来年度の給付費ですけれども、今年度は第9期介護保険事業計画を作成する時期にありますので、その辺も踏まえて9期介護保険事業計画を考えていこうかと思っております。

柴 田 現場のご苦労も市民のご負担も相当なものがあったのだろうと思います。一方、事業所も実は大変な状況になっているということをお伺いしてきました。現状において令和5年度以降そういった事業所の経営状況について、正常に戻っていく見込みというものは現場段階ではどのように受け止めているのかをお伺いしたいと思います。

須藤課長 ただいまの柴田委員からのご質疑ですけれども、長引くコロナの影響ということで各介護サービス事業所についても大変な苦労をされてきたというふうにご現場としても思っているところがございます。中身としては、特に入所施設についてはコロナでクラスターが起きた場合については、当然その中で職員が真っ先に最前線で犠牲となって職務を全うしていただいたという部分でございます。また、コロナの影響で一部の事業所においては職員の退職だとかがあったというふうにも認識をしております。それらの部分ですとか、あとは思うように利用率といいますか、報酬が入ってこない、これもコロナの影響ですけれども、そういった部分については国からの助成金、交付金もあったのですけれども、なかなか令和4年度という部分についてはまだまだ元に戻るような状況ではなかったもので、収入的にも落ち込んでいるというような状況があるかというふうに思います。令和5年5月から、5類になってはいますけれども、市内では依然としてコロナが猛威を振っているという状況でありますので、特に入所施設につきましては、5類になったとはいえ施設内でコロナ感染者が出た場合については入所制限、面会制限等を行っているという状況でありますので、まだまだ予断を許さない状況というふうに思っております。

経営という部分でいきますと、来年は第9期介護保険事業計画のスタート年ということになりますので、今国のほうで報酬単価の改定という部分については検討されているということでございます。今年いっぱいをかけて報酬単価を決めるということになりますので、そこら辺を踏まえた形で報酬単価を改定して

高 橋

いただきたいというふうに我々現場としても考えているところでございます。

1款、2点について質疑させていただきます。

介護保険事業に携わる一般職の職員を現在合計で20人雇っているというふうに見えるのですが、給料や報酬について職員人件費の見込みよりも少なかったというお話があって、これは職員の人数が予定よりも確保できていない、人員不足であったという認識でよろしいのでしょうか。また、その場合人員確保の対策をお伺いします。

2点目が326ページの1款3項1目介護認定審査会費についてお伺いします。市のホームページを見ていると20人で毎月審査を8回ほど行っておりまして、多いときは一月に190件以上の審査を行っているという状況です。令和3年度は1,602件、令和2年度は1,545件に對しまして、令和4年度はコロナ禍前の2,000件前後よりちょっと少ない傾向にはありました。増加した要因についてお伺いします。

水田課長補佐

最初の質疑についてお答えします。

一般職の関係ということで人件費なのですけれども、1人が令和4年度に産休、育休に入りまして、その分で減となっているという状況です。現在必要とされている一般職の人数は足りているという状況でございます。

大崎係長

介護認定審査会の実績の件数の部分の関係ですけれども、令和4年度につきましては審査件数が1,882件ということで、前年度比で280件増加しております。こちらのほうにつきましては、コロナ禍の中で例えば施設のほうで面会ができないなど審査に必要な調査が行えないなどの場合に、審査会を行わないで1年間同じ介護度を継続できるという特例がございました。令和3年度は1,602件の審査会のほかに、同じ介護度で継続する合算というものが370件ございました。令和4年度につきましては、主に年度当初にいわゆる蔓延防止などでそういった合算があったのですけれども、こちらのほうにつきましては前年の370件から165件ということで減少しております。その結果、合算の部分が減ったということで直接審査会にかかる件数として280件増加したということでございますので、最終的に要介護度を更新したという部分につきましては令和3年度が1,972件、令和4年度が2,047件ということで、70件程度の増加ということになっております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

なしということで、質疑の留保はなしということで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で認定第4号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 14:41